(保存期間の延長)

第4条 知事は、条例第5条第4項の規定により、次の各号に掲げる行政 文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了 するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している<u>不服申立て</u>における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該<u>不服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u>の日の翌日から起算して1年間
- (4) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第6条第1項に規定する開示請求があったもの 同条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間
- (5) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条の規

(保存期間の延長)

第4条 知事は、条例第5条第4項の規定により、次の各号に掲げる行政 文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該行 政文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区 分に該当する行政文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞ れの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。 い。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了 するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している<u>審査請求</u>における手続上の行為をするために必要と されるもの 当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年間
- (4) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第6条第1項に規定する開示請求があったもの 同条例第11条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間
- 5) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条の規

第19条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の決定の日の翌日から起 算して1年間

2 知事は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の 2 知事は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の |遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間 |遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間 | を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

|別表(第2条、第3条、第5条関係)

(略)

4 5	不服申	不服申立て	不服申立ての提起に	裁決又	移管。
	<u>立て</u> に	の提起	関する文書	は決定	ただ
	関する	要件審査	要件審査に関する文	その他	し、 <u>不</u>
	裁決又		書	の処分	服申立
	は決定	審理	弁明に関する文書	がされ	<u>て</u> が取
	(審議		反論に関する文書	る日に	り下げ
	会等に		証拠調べに関する文	係る特	られた
	おける		書	定日以	場合に
	検討等		審議会等に関する文	後10	関する
	を含		書	年	行政文
	む。)	取下げ	取下げに関する文書		書ファ
	及びそ	裁決(決	裁決等に関する文書		イル等
	の経緯	定)			につい
		通知	関係者への通知に関		ては、
			する文書		廃棄と
			,		する。
(略)					

定による開示請求又は第23条の規定による訂正請求があったもの 同条例 定による開示請求又は第23条の規定による訂正請求があったもの 同条例 |第19条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の決定の日の翌日から起 算して1年間

を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

別表(第2条、第3条、第5条関係)

(略)

4 5	審求す決議にる等む及の語関裁審等け討含)そ緯	審査請求の 提起 要件審査 審理 取下げ 裁決 通知	審査請求の提起に関する文書 要件審査に関する文書 弁明に関する文書 反論に関する文書 証拠調べに関する文書 審議会等に関する文書 取下げに関する文書 裁決等に関する文書 関係者への通知に関する文書	裁の処さ日る日10年のがる係定後年	移たし査が下れ合す政フルつは棄管だ、請取げたにる文ァ等い、とと。審求りら場関行書イにて廃す
(m fr.)					乗とする。

(略)